

正 誤

平成28年10月21日付け岩手県報第11624号登載休猟区の指定（平成28年県南広域振興局長告示第140号）

誤	正
<p>和賀郡西和賀町地内の主要地方道盛岡横手線と林道小坂桐沢線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を北東に進み町道新山線の交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道小杉沢線の交点に至り、同点から同町道を南東に進み林道小杉沢線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み岩手南部森林管理署1089林班と岩手南部森林管理署1082林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み和賀郡西和賀町と花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み和賀郡西和賀町と北上市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手南部森林管理署1069、1071林班と岩手南部森林管理署1060林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み林道桐沢線に通ずる山道との交点に至り、同点から同山道を西に進み林道桐沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み林道小坂桐沢線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>	<p>和賀郡西和賀町地内の国道107号と岩手県と秋田県の境界との交点を起点とし、起点から国道107号を北東に進み更に南東に進み町道川尻小繫沢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み一般県道湯川温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み町道湯川滑床線との交点に至り、同点から同町道を南に進み林道小俣沢線との交点に至り、同点から同林道を南西に進み民有林53林班と民有林56林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み民有林53林班と民有林57林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み国有林岩手南部森林管理署1348林班と民有林57林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み岩手県と秋田県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域</p>